

新型コロナウイルス対策特別給付事業
あなん　くらし応援食事券取扱事業所募集要領

1 趣旨

あなん　くらし応援食事券の発行にあたり、この食事券を利用できる取扱事業所（以下、「取扱飲食店」という。）を募集する

2 事業概要

- (1) 名　称　　あなん　くらし応援食事券
- (2) 発行者　　阿南町
- (3) 対象者　　令和5年2月1日時点の住民基本台帳に記載されている者
- (4) 発行額　　発行対象者一人につき、2,000円の食事券
- (5) 使用期間　令和5年4月1日(土)から令和5年8月31日(木)

3 食事券取り扱い厳守事項

- (1) 食事券は物品の販売、サービスの提供等の取引において使用可能とする
- (2) 食事券は売買できない
- (3) 食事券は金券等の購入はできない
- (4) 食事券額面に使用が満たない場合でも、つり銭を出すことはできない
- (5) 使用期限を過ぎた食事券は無効とする
- (6) 食事券の盗難・紛失、偽造、模造等に対して、発行者は責を負わない

4 食事券の対象とならないもの

- (1) 換金性の高いもの
- (2) 国税、地方税や使用料等の公租公課
- (3) その他町長が不相当と認めるもの
- (4) その他取扱飲食店が指定するもの

5 取扱飲食店参加資格

食品衛生法第52条の規定により飲食店営業の許可を受けている、阿南町に食事提供施設を有する事業者とする。ただし、町長が不相当と認めるものを除く。

6 取扱飲食店の遵守事項及び責務等

- (1) 取扱飲食店であることが明確になるよう、後日配付するポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判断できる等、不正が明らかな場合は、食事券の受け取りを拒否するとともに、その事実を阿南町役場まで報

告すること。

- (3) 取引によって食事券を受け取った場合は、他店での再使用を防止するため食事券の裏側面の所定の欄に、自店印を押印するか署名をすること。
- (4) 食事券の交換、譲渡及び売買は行ってはならない。使用期間中におけるサービスの提供等の取引に使用された食事券のみ換金可能とする。
- (5) 取引によって取得した食事券の盗難・紛失については、取扱飲食店の責任・負担とする。
- (6) 食事券の使用に対し、つり銭を出してはならない。
- (7) その他本事業の目的に反する行為を行わない。

7 取扱飲食店登録申込について

(1) 申込方法

希望する事業所は、この「募集要領」に同意のうえ、登録申請書（様式第1号）に記入、押印のうえ提出する。（郵送可）

※ 申請書は役場窓口にて配付又はホームページにてダウンロードにて入手。

(2) 申込及び郵送先

〒399-1511

阿南町東條58番地1

阿南町役場振興課

(3) 申込期間

令和5年1月31日（火）から令和5年2月2日（木）正午

(4) 取扱飲食店の選定

受付・登録後、町の審査を経て承認し、「取扱飲食店証明書（様式第2号）」を発行する。

不適當の場合はその旨を通知し、申込内容に虚偽・不備がある場合は承認を取消すことがある。

(5) 登録手数料無料。

(6) その他

8 換金について

(1) 使用済み食事券の持込場所

阿南町商工会

(2) 換金の方法

食事券裏側に事業所名を記入又は押印し、阿南町商工会に持参、確認、集計後指定口座へ振込みを行う。

取扱飲食店の指定する口座への振替は、毎週木曜日を締め切りとし、翌週水曜日に、阿南町商工会から振り込むものとする。

(4) 換金期限

使用済み食事券の換金は、持込により令和5年9月7日(木)が最終期限とする。期限を過ぎて持参した使用済み食事券は、換金できない。

(5) 換金手数料無料。

9 その他留意事項

- (1) 募集要領に違反する行為が判明した場合、取扱飲食店の承認を取り消し、食事券の換金を行わない場合がある。また、違反により損害が発生した際は賠償を請求する場合がある。
- (2) 募集要領に記載されていない事項は、町において協議することとする。
- (3) 取扱飲食店情報(店舗名称、所在地等)は、「取扱飲食店一覧」として、町ホームページに掲載し、店頭に取り扱飲食店であることの証明(ポスター等)を掲示して周知する。
- (4) 申請した個人情報等については、本事業以外に使用することはない。
- (5) 利用者から受け取った食事券の盗難、紛失、滅失等は取扱飲食店の責任となるので取扱いには十分注意を払うこと。